様式第４号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

地域生活支援拠点等整備事業利用決定（却下）通知書

様

八頭町長　深澤　義彦

　令和　年　月　日付けで申請のあった地域生活支援拠点等整備事業の利用について、八頭町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第１１条の規定に基づき、以下のとおり決定（却下）しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 氏　　名 |  | 性別 | 男　女 |
| 住　　所 | 〒 |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 | 年齢 | 　　　歳 |
| 電話番号 |  |
| 利用機能名 |  |
| 決定（却下）年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 却下理由 |  |
| 備考 |  |

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に八頭町長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表する者は八頭町長となります。）、提起することができます。

３　上記の期間内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなり、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。